

【ポスター発表】

障害当事者の意見把握における地域自立支援協議会障害当事者部会の有効性

○ 関西福祉大学 萬代 由希子（会員番号 6221）

キーワード：障害当事者、障害当事者部会、意見把握

1. 研究目的

障害者権利条約のスローガンである“Nothing about us, without us”にあるように、障害者福祉施策の策定過程において、障害当事者の参加が求められている。地方自治体においては、例えば障害福祉計画策定の際に、障害当事者団体に委員として参加・参画してもらうこと、障害当事者へのアンケート調査、ヒアリング調査等が行われ、複数の方法で障害当事者の意見を反映することが試みられている。その障害当事者団体の現状として、構成員が高齢化、減少し活動が衰退してきていることから、障害当事者の意見把握が困難になりつつある現状がある。そこで、A市においては、2022年度から地域自立支援協議会障害当事者部会の活動を始め、ピアの関係性における活動を通じて、障害当事者の意見把握を試みている。障害当事者部会では、サロン活動、タウンミーティングの活動が行われ、様々な障害がある方の交流の機会となり、障害当事者が発言し、意見交換する場ともなっている。しかし、その有効性については明らかとなっていないため、検証する必要があると考えた。したがって、本研究では、障害当事者部会の委員である障害当事者、自立支援協議会委員、福祉専門職と地方自治体職員にインタビュー調査を行い、その有効性について検証する。そのことから、障害当事者の意見をより把握することのできる障害当事者部会のあり方について考察する。

2. 研究の視点および方法

研究方法は、インタビュー調査とした。調査期間は、2024年2月から4月である。研究対象は、A市の地域自立支援協議会障害当事者部会の障害当事者団体（家族会を含む）の委員5名、自立支援協議会委員1名（障害当事者）、福祉専門職1名、そして地方自治体職員2名の合計9名である。障害当事者委員、自立支援協議会委員、福祉専門職は個別に30分程、半構造化インタビューを行った。地方自治体職員2名は、グループとして30分程、半構造化インタビューを行った。インタビュー内容は、2022年度からの地域自立支援協議会障害当事者部会の活動を通じての障害当事者の意見把握について有効であったかどうか、有効であったならばその要因は何であると考えられるか、今後どのような方法による障害当事者の意見把握が必要であると考えられるかについてである。得られたインタビューデータをKJ法にて整理・分析した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程を厳守して研究を行った。今回の調査について、研究協力者全員に書面で承諾を得て実施した。そして、本調査への協力は任意とし、辞退によって何ら不利益も生じないことを説明した。本研究は、2023年7月に開催された関西福祉大学社会福祉学部研究倫理審査会の審査・承認を得て、実施した（承認番号：第5-0718号）。なお、本報告に関連して開示すべきCOI関係にある企業等はない。

4. 研究結果

研究結果を3点に整理した。1点目の【障害当事者部会の障害当事者の意見把握の有効性】については、障害当事者の立場からは〔障害当事者としての発言の機会〕であり、福祉専門職、地方自治体の立場からは〔当事者の声を聞く機会〕であったことに意義があったことが窺えた。そして、福祉専門職からは〔支援者の立場で当事者の声を伝える場〕としても機能したことが窺えた。2点目の【障害当事者部会の障害当事者の意見把握の課題】については、〔障害当事者の意見の偏り〕が課題であるとして、「意見を発せられない人の意見の把握」、「サービスにつながっていない人の意見把握」、「障害受容が難しく、生活の困りごとがあるが障害のある人として意見を出していない人の意見把握」、「若い障害当事者の意見把握」が十分ではない等の意見があった。また、〔障害当事者部会の周知方法〕が挙げられ、「タウンミーティングに参加している人はごく一部」であり「障害当事者団体に属しておらず、サービスに繋がっていない人への周知」等が課題であるとした。3点目の【障害当事者部会における障害当事者の意見把握の今後の取り組み】については、〔障害当事者部会の内容〕として、「話し合いの時間を設ける」、「当事者力を向上させる」、「何かを一緒にやりたい」等の意見があった。また、〔障害当事者の意見の収集方法〕としては、「支援者による障害当事者の意見の把握」、「インターネットの活用」等の意見があった。

5. 考察

障害当事者部会の障害当事者の意見把握については、障害当事者が意見を発言する機会であり、なおかつ、福祉専門職、地方自治体の立場から障害当事者の意見を聞く機会でもあり、一定の有効性はあったと考えられる。しかし、障害当事者の意見把握の課題としては、障害当事者の意見の偏りがあり、障害当事者部会の周知の不十分さがあることから、様々な方法により周知を行い、参加の裾野を広げていく必要がある。さらに、障害当事者部会の今後の取り組みとしては、障害当事者部会の内容の検討、人材育成等が求められている。また、支援者による障害当事者の意見把握、SNS等のインターネットの活用により、さらなる意見収集が必要であることが窺える。これらのことから、障害当事者部会の方向性を委員間で検討し共有の上、さらなる活動を展開する必要があると考えられる。

※謝辞：本研究は科研費（20K13748）の成果一部である。